

國民保護業務計画

平成18年12月

国際十王交通株式会社

目次

第1章 総則	1
第1節 国民保護業務計画の目的	1
第2節 国民保護業務計画の運用	1
第3節 国民保護措置の実施に関する基本的な考え方	1
第2章 平素からの備え	2
第1節 体制の整備及び職員の収集基準等	2
第2節 関係機関との連絡体制の整備等	3
第3節 情報収集・提供等の体制整備	4
第4節 管理する施設の体制整備	4
第5節 物資・資材の備蓄、整備等	5
第6節 訓練の実施	5
第3章 武力攻撃事態等への対処	5
第1節 初動時情報連絡体制	5
第2節 国民保護対策本部の設置等	5
第3節 情報の収集及び報告	6
第4節 被災情報の収集及び報告等	7
第5節 安全の確保	7
第4章 武力攻撃災害の復旧に関する措置	8
第1節 応急の復旧	8
第5章 緊急対処事態への対処	9
第1節 活動体制の確立	9
第2節 緊急対処保護措置の実施	9

第1章 総則

第1節 国民保護業務計画の目的

- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第2項及び第182条第2項の規定及び国民保護に関する埼玉県計画（平成18年1月策定。以下「県計画」という。）に基づき、国際十王交通株式会社が行う業務に関し必要な事項を定める。
- この業務計画は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）及び緊急対処事態において、国民保護措置等（国民保護措置及び緊急対処事態における国民保護措置に相当する措置をいう。以下同じ。）を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

第2節 国民保護業務計画の運用

1 他の計画との関連

- 業務計画は、災害対策基本法に基づく防災業務計画、その他関係法令に基づく諸計画等と調整を図り運用するものとする。

2 国民保護業務計画の見直しと変更

- 業務計画は適宜見直しを行い、必要に応じ変更する。
- 業務計画の見直しに当たり必要があると認めるときは、関係機関へ資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

3 国民保護業務計画の変更手続

- 業務計画の変更に当たっては、国民保護法施行令で定める軽微な変更を除き、埼玉県知事へ報告する。
- 業務計画は、関係市町村長へ通知するとともに、ホームページ等で公表を行う。

第3節 国民保護措置の実施に関する基本的な考え方

- 武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民の生命、身体、財産を保護し、国民生活や国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、次の点に留意し、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施する。
- 国民保護措置の実施に当たっては、国民保護法その他の法令、「国民の保護に関する基本方針」及びこの計画に基づき、自らの業務に係る国民保護措置を実施する。

1 県民に対する情報提供

- 国民保護措置等に関する情報については、新聞、放送、インターネット等のほか、そ

それぞれの広報手段を活用して、県民に迅速に情報を提供するように努める。

2 関係機関相互の連携協力の確保

- 国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、広域にわたる避難、武力攻撃事態等や緊急対処事態の特有な事項にも対応できるよう、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める。

3 国民保護措置等の実施に係る自主的判断

- 国民保護措置を実施するに当たっては、その実施方法について、県及び市町村などから提供される情報も踏まえたうえで、武力攻撃事態等や緊急対処事態の状況に即して自主的に判断する。

4 高齢者、障害者等への配慮

- 国民保護措置を実施するに当たっては、特に高齢者、障害者等に対するきめ細やかな配慮が必要であり、避難住民の運送など救援について、特に配慮を要する者の保護について留意するよう努める。

5 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保

- 国民保護措置について、県が国から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立することなどにより、国民保護措置に従事する者の安全を十分に確保する。

6 特殊標章等の適切な管理

- 埼玉県知事が平素より特殊標章等の使用の許可を行う場合であって、あらかじめ埼玉県知事より特殊標章等の使用の許可を受けておく必要がある場合には、埼玉県知事に対して使用の許可申請を行い、適切に管理を行う。

第2章 平素からの備え

第1節 体制の整備及び職員の参集基準等

- 武力攻撃事態等発生時において、迅速な初動体制を確保するため、それぞれの国民保護措置の実施体制、実施方法について定める。

1 体制の整備

- 国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等その体制の整備を図る。

2 非常参集基準の作成等

- 武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための当社における必要な体制を確立するため、関係職員の非常参集等について必要な事項を定める。

- 非常参集する関係職員については、交通の途絶、職員又は職員の家族の被災などにより職員の参集が困難な場合等も想定しつつ、事態の状況に応じた参集基準、連絡手段及び参集手段の確保等、職員の服務基準に関し必要な事項も併せて定める。
- 武力攻撃事態等が長期に及んだ場合に備え、職員の交代要員の確保等に関する体制を整備する。

第2節 関係機関との連絡体制の整備等

- 武力攻撃事態等が発生した時に、国民の保護に関する措置を迅速かつ的確に実施するに当たり、関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であることから、以下のとおり関係機関との連携体制の整備に努める。

1 関係機関との連携

(1) 防災のための連携体制の活用

- 防災のための連携体制を活用した関係機関との、連携体制の整備に努める。
- 県、警察、消防署等防災関係機関とは、平常時から協調し、防災情報の提供、収集など相互連携体制の整備に努める。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

- 関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成した国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性を図るよう努める。

(3) 関係機関相互の意思疎通

- 関係機関の意見交換会、地方公共団体が実施する国民保護に関する訓練への積極的な参加等を通じ、日ごろから関係機関との意思の疎通を図るよう努める。

2 情報連絡体制の整備

- 管理する施設等の被災状況、国民保護措置の実施状況、運行状況等の情報を迅速に収集し集約できるよう、連絡網、連絡方法及び連絡手段等の必要事項をあらかじめ定める。
- 夜間、休日においても、的確な連絡体制の整備に努める。また、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合においても、的確な社内連絡が行えるよう、連絡ルートの多重化、代行する職員の指定など障害発生時に備えた情報収集・連絡体制の整備に努める。

3 通信体制の整備

- 武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮しつつ、必要な通信体制を整備する。
- 平素から国民保護措置の実施に必要な通信設備の総点検を定期的に実施するととも

に、非常通信の取扱い、機器操作の習熟等のため、他の関係機関と連携し通信訓練を積極的に行う。

- 情報通信手段の施設については、平素から管理・運用体制を構築する。

第3節 情報収集・提供等の体制整備

1 情報収集・提供のための体制整備

- 武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関、国民等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制の整備に努める。
- 武力攻撃災害により情報収集・連絡に当たる担当者や通信手段が被害を受けた場合においても各機関内及び機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化、代行できる人員の指定など、障害発生時における情報収集・連絡体制の整備に努める。

2 被災情報等の収集及び提供

- 管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を、それぞれ収集するよう努める。
- 電話、防災行政無線その他の各機関が保有する情報通信手段により、収集し、又は報告を受けた被災情報は、それぞれ速やかに埼玉県知事に報告する。

3 旅客等への情報提供

- 武力攻撃事態等において、運行状況等の情報を、車内放送、当社ホームページ等を活用して、旅客等に対し適時かつ適切に提供できるよう必要な体制を整備する。
- 情報提供に当たっては、高齢者、障害者その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、適切な情報が伝達できるよう努める。

第4節 管理する施設の体制整備

- 管理する施設等について、武力攻撃事態等において、避難者及び帰宅者による集中、殺到又は混乱並びに負傷者の発生に備えて、的確かつ迅速な状況判断により、災害や事故への対応に準じて適切な旅客誘導を図るための体制の整備に努める。
- 武力攻撃事態等において、管理する施設及び設備の応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置を有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努める。
- 管理する施設が埼玉県知事から避難施設に指定された場合には、避難住民の受入が適切に行われるよう必要な体制の整備に努める。

第5節 物資・資材の備蓄、整備等

1 物資・資材の備蓄、整備

- 国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努める。
- 武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、地方公共団体や他の事業者等と必要に応じて、供給に関する協定をあらかじめ締結するなど必要な体制の整備に努める。
- 防災のための備蓄を活用しつつ、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄体制の整備等に努める。
- 国民保護措置を実施するため、平素からその管理に属する施設及び設備を整備し、又は点検する。

2 運送体制の整備

- 埼玉県が武力攻撃事態等において、避難住民の運送を実施するための体制の整備を行うにあたっては、連絡の提供、輸送力および輸送施設に関する情報の提供、埼玉県との協定の締結など必要な協力をを行うよう努める。
- 武力攻撃事態等の発生時に人員、物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、地方公共団体と連携しつつ、緊急輸送に関わる実施体制の整備、異なる輸送方法を含め他の関係機関との協力体制の構築に努める。

第6節 訓練の実施

- 武力攻撃事態等において、警報や避難の指示の伝達、救援等の様々な国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため、社内における訓練の実施に努めるとともに、国及び埼玉県が実施する国民保護措置についての訓練へ参加するよう努める。
- 訓練の実施にあたっては、実際の通信機器を使用するなど、実践的な訓練となるよう努める。
- 訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるよう配慮する。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 初動時情報連絡体制

- 緊急事態の発生を把握した場合、直ちに国際十王交通株式会社の社長へ報告するとともに、他の関係機関へ速やかに連絡する。

第2節 国民保護対策本部の設置等

1 国民保護対策本部の設置

- 国及び埼玉県に対策本部が設置された場合は、必要に応じて、国際十王交通対策本部を設置する。
- 国際十王交通対策本部は、社内における国民保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び共有、広報ならびにその他必要な業務を実施する。
- 国際十王交通対策本部の組織を設置したときは、埼玉県対策本部に連絡を行う。

2 関係機関相互の連絡

- 県及び市町村等の関係機関と相互に密接に連携するよう努める。
- 県対策本部長から、職員の派遣に関する求めがあった場合、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じ職員を派遣する。

3 警報等及び緊急通報の通知

- 埼玉県知事から警報又は緊急通報等の通知を受けた場合は、警報又は緊急通報の内容を職員に伝達し、周知の徹底に努める。

4 避難住民の運送等

- 埼玉県知事又は市町村長から、避難住民の運送又は緊急物資の運送の要請が行われることに備え、輸送力の確保など避難住民の運送等の実施に必要な体制を整える。
- 埼玉県知事又は市町村長から、避難住民の運送又は緊急物資の運送に係る要請があったときは、施設又は車両の故障等により当該運送を行うことができない場合、及び運送に従事する者の身体に危険が及ぶおそれがある場合など正当な理由がある場合を除いて、その要請に応じる。
- 避難住民の運送等の実施にあたっては、当該運送の要請を行った者から提供される安全に関する情報等に基づき、運送に従事する者の身体に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分に配慮する。また、運行環境によっては、現場で運送を実施する責任者が判断して安全確保のため必要な措置を講じる。
- 車両、職員の編成、運行方法等、避難住民の運送体制を定める。

5 運送の維持

- 運送に必要な施設の状況確認等、旅客施設における案内放送、旅客誘導等による秩序の維持等、武力攻撃事態において旅客を適切に運送するために必要な措置を講ずる。
- 運行に障害が生じた場合には、必要に応じ、国、埼玉県及び関係機関に連絡を行うとともに、関係機関の協力を得つつ、他の運送事業者である指定地方公共機関と連携し、代替輸送の確保に努める。

第3節 情報の収集及び報告

1 通報・連絡

- 関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努める。

2 通信体制の整備

- 武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮しつつ、必要な通信体制を整備する。

- 平素から、国民保護措置に必要な通信設備の総点検を、定期的に実施する。

第4節 被災情報の収集及び報告等

1 情報の収集及び報告等

- 武力攻撃災害が発生した場合は、災害情報を迅速・的確に把握し、点検、調査情報を含め、速やかに対策本部に報告する。

- 対策本部は、各営業所からの被害情報等の報告及び地方公共団体、消防関係機関から収集した情報を取りまとめ、総合的被害状況の把握に努めるものとする。

2 旅客等への情報提供

- 運行状況等の情報をタクシー無線、車内放送、当社ホームページ等を活用して、旅客等に対し適時かつ適切に提供するよう努める。

- 国及び埼玉県がバス車内にある者に対して情報の提供を行う場合には、バス車内の旅客等に確実に情報が伝わるよう必要な協力をを行うよう努める。

3 安否情報収集への協力

- 埼玉県及び市町村が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内において安否情報の提供を行うなど、埼玉県の行う安否情報の収集に協力するよう努める。

- 埼玉県及び市町村が行う安否情報の収集に協力する場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した者の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うよう努める。

第5節 安全の確保

1 施設の適切な管理及び安全確保

- 管理する施設について、安全の確保に十分配慮し、巡回の強化など安全確保のための措置を講ずるよう努める。

- 管理する施設について、施設利用者や旅客の誘導が必要となった場合には、的確かつ

迅速な判断により災害や事故への対応に準じて、適切な誘導に努める。

2 国民保護措置に従事する者等の安全確保

- 国民保護措置を実施するにあたっては、武力攻撃の状況その他必要な安全に関する情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡体制及び応援体制の確立等の支援などを受け、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮する。

3 生活関連施設の安全確保

- 武力攻撃事態等において、知事から安全確保の要請を受けた場合は、必要な安全措置を実施する。
- 国民保護措置を的確かつ迅速に実施する必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は地方公共団体に対し応援を要請する。
- 武力攻撃事態において、施設の安全確保に必要な措置を実施する場合、警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な支援を要請する。

第4章 武力攻撃災害の復旧に関する措置

第1節 応急の復旧

1 基本的な考え方

- 応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全確保に配慮した上で、武力攻撃災害発生後可能な限り速やかに、管理する施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置に努める。
- 応急の復旧に当たっては、被害の拡大防止を最優先に行うよう努めるとともに、避難住民のための効率的な輸送の確保の配慮に努める。
- 国民保護措置の実施上重要な情報通信設備に障害が生じたときは、復旧に従事する者の安全に配慮した上で、速やかに応急の復旧を行うとともに、必要に応じて、バックアップ体制を確保するものとする。

2 復旧計画の策定

- 武力攻撃災害により、被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に実施する。
- 災害が発生した場合は、被害状況の調査を行い、正確な情報収集に努め、復旧計画を策定する。
- 被害状況の把握と復旧計画の策定について、復旧に当たってはその対象となる施設の被害状況、当該被災した地域を管轄する地方公共団体が定めた当面の復旧の方針等を考慮して実施する。

第5章 緊急対処事態への対処

第1節 活動体制の確立

- 国からの指定に基づき、県緊急対処事態対策本部が設置された場合には、必要に応じて国際十王交通緊急対処事態対策本部を設置する。
- 国際十王交通緊急対処事態対策本部は、社内における緊急対処保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び社内での共有、広報その他必要な業務の統括を実施する。
- 国際十王交通緊急対処事態対策本部は、緊急対処事態の状況に応じ、その体制を強化する。

第2節 緊急対処保護措置の実施

- 緊急対処保護措置の実施体制、措置の内容及び実施方法については、この計画の第1章から第4章での定めに準じて行う。